

令和5年1月10日

## 「配水本管技術力発揮工事」指定制度試行要領

### 1 目的

配水本管工事において、入札価格の超過や入札参加者がいないこと等を理由に入札の取止めや不調が頻発している。

将来にわたり強靱で持続可能な水道システムを構築していくためには、不調不落対策に積極的に取り組み、計画的かつ継続的に水道本管の更新等を行っていく必要がある。

不調不落対策の一つとして、施工に高い技術力を要する配水本管工事において、受注者が発揮する技術力を積極的に成績に反映することで受注意欲を高めることを目的とする「配水本管技術力発揮工事」指定制度を試行する。

本要領は、「配水本管技術力発揮工事」（以下「試行工事」という。）指定制度の実施の流れ、留意事項等を定めたものである。

### 2 対象工事

配水本管工事のうち、施工環境の制約が多く、周辺環境への適合や地域住民への対応などに高い技術力が必要な工事やそういった箇所における取替困難管、鑄鉄混在管、ポリエチレンスリーブが被覆されていない鋼管、初期ダクタイル鑄鉄管を対象とする工事を指定する。

### 3 工事成績評定

工事を適切に完了させた場合は、工事成績評定表の「技術力の発揮」の項目で「1点」加点する。

### 4 発注方法

発注者は、当該工事が試行工事である旨を起工書、案件公表時の発注予定表及び特記仕様書に記載する。

### 5 適用

この要領は、令和5年1月10日以降に起工する案件に適用する。